

○香南香美老人ホーム組合会計年度任用職員の給与に関する規則

〔 令和 2 年 3 月 30 日
規 則 第 2 号 〕

改正 令和 4 年 7 月 25 日 規則第 2 号
令和 4 年 11 月 24 日 規則第 5 号
令和 6 年 5 月 30 日 規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、香南香美老人ホーム組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 4 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定する者とするものとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、条例第 5 条第 2 項の規定により決定された職務の級の号給が別表第 1 に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び職種別基準表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第 6 条から第 8 条までに定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第 5 条 職種別基準表は、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 職種別基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、職種別基準表において別に定める場合を除き、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 19 年規則第 8 号。以下「初任給規則」という。）別表第 2 に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第6条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者のうち、その者に適用される職種別基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して初任給規則別表第4に加える調整年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の職種別基準表の適用については、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を習得したと認められる場合に限り、職種別基準表の基礎番号欄に定める号給の号数にその調整年数の数（その数に1に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数）に3を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とすることができる。

（経験年数を有する者の号給）

第7条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、第4条第1項の規定による号給の号数（前条の規定による号給を含む。）に、当該経験月数を12で除した数に1を乗じて得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

（特殊な経験等を有する者の号給）

第8条 特殊な経験を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

（号給に関する規定の適用除外）

第9条 職種別基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員については、第6条の規定は、適用しない。

2 単純な作業に従事する職種として組合長が定めるものに採用されたフルタイム会計年度任用職員で、その任期が1月に満たないものについては、前3条の規定は、適用しない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第10条 条例第7条において準用する一般職の職員の給与に関する条例（[昭和43年条例第18号](#)。以下「給与条例」という。）第19条の3の規則で定める支給日は、その月の21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第11条 条例第8条において準用する給与条例第11条に規定する通勤手当を支給

されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第12条 組合長が正規の勤務時間として割り振る午後5時から翌日の午前9時30分までの勤務の全ての時間(休憩及び休息時間は除く。)を勤務した職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を、翌月の給料の支給日に支給する。

(1) 特別養護老人ホーム介護員として任用された職員 5,000円

(2) 養護老人ホーム支援員として任用された職員 5,000円

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給)

第13条 条例第9条において準用する給与条例第13条に規定する時間外勤務手当及び条例第10条において準用する給与条例第13条の2に規定する休日勤務手当の支給については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当の割合等)

第14条 条例第9条において準用する給与条例第13条第1項の規則で定める割合、同条第2項の規則で定める時間及び規則で定める割合並びに同条第4項の規則で定めるもの及び規則で定める割合については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第15条 条例第10条において準用する給与条例第13条の2の規則で定める日及び規則で定める割合については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 条例第12条第1項において準用する給与条例第17条から第17条の3までに規定する期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。ただし、支給日については、組合長が別に定める。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、給与条例第18条第2項第1号に定める割合の範囲内で、組合長が定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第12条の2第1項において準用する給与条例第18条に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。ただし、支給日については、組合長が別に定める。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 条例第14条の規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じた

ものに7時間45分を乗じて得た時間とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第18条 条例第17条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第17条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第17条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第17条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第19条 条例第18条第2項の規則で定める割合は、100分の135とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 条例第20条第1項において準用する給与条例第17条から第17条の3までに規定する期末手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。ただし、支給日については、組合長が別に定める。

2 条例第20条第1項の1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

3 条例第20条第1項において読み替えて準用する給与条例第17条第4項の規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 条例第17条に規定する時間外勤務に係る報酬の額
- (2) 条例第18条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第20条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、給与条例第18条第2項第1号に定める割合の範囲内で、組合長が定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第20条の2第1項において準用する給与条例第18条に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。ただし、支給日については、組合長が別に定める。

3 前条第3項の規定は、条例第20条の2第1項において読み替えて準用する給与条例第18条第3項の規則で定める額について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第21条 条例第21条第1項の規則で定める期日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の21日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては翌月15日とする。ただし、その日が祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下この項において同じ。）となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

第22条 パートタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 月の1日から引き続いて休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、報酬の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の報酬をその際支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第24条 条例第22条第1項第1号の規則で定める時間は、第17条に規定する時間に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号）第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休暇時の報酬)

第25条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が有給の休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第26条 給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員に対し、別表第2に定める日額に1箇月の実勤務日数を乗じて得た額（その額が同表の1箇月の上限金額を超える場合は、1箇月の上限金額）を費用弁償として支給する。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則（令和2年3月30日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経験年数の特例）

2 この規則の施行の日前において、会計年度任用職員が、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「改正前地方公務員法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤若しくは改正前地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員又は地方公務員法第17条の規定により任用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第3条第2項及び第6条に規定する経験年数とみなす。

附 則（令和4年7月25日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香南香美老人ホーム組合会計年度任用職員の給与に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月24日規則第5号）

この規則は、令和4年4月1日より施行する。

附 則（令和6年5月30日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職種別基準表

職種	学歴免許等	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給
庶務員	高校卒	1	6	2	19
介護員 (資格なし)	高校卒	1	6	2	19
支援員 (資格なし)	高校卒	1	6	2	19
介護員 (介護福祉士資格を有する者)	高校卒	1	11	2	24
支援員 (介護福祉士資格を有する者)	高校卒	1	11	2	24
栄養士 (栄養士資格を有する者)	短大卒	1	11	2	24
医務員 (准看護師資格を有する者)	高校卒 短大卒	1	11	2	24
医務員 (看護師資格を有する者)	短大卒 大学卒	1	18	2	31
介護支援専門員 (看護師資格、社会福祉資格、介護支援専門員資格を有する者)	短大卒 大学卒	1	18	2	31
相談員 (社会福祉士資格を有する者)	短大卒 大学卒	1	18	2	31
機能訓練指導員 (理学療法士、作業療法士資格を有する者)	短大卒 大学卒	1	18	2	31
管理栄養士 (管理栄養士資格を有する者)	大学卒	1	18	2	31

1 この表の「高校卒」には、中学校卒業後3年を経過した者で高校卒相当と認められる者を含むものとする。

別表第2（第26条関係）

費用弁償の額

自動車等の使用距離	日額 (1箇月の上限金額を20で除した額(1円未満は切り捨て))	1箇月の上限金額
片道5キロメートル未満である職員	100円	2,000円
片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	210円	4,200円
片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	355円	7,100円
片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	500円	10,000円
片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	645円	12,900円
片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	790円	15,800円
片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	935円	18,700円
片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	1,080円	21,600円
片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	1,220円	24,400円
片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	1,310円	26,200円
片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	1,400円	28,000円
片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	1,490円	29,800円
片道60キロメートル以上である職員	1,580円	31,600円